23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に８パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b　この面のｃ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番４から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項及び項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第五号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第五号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

g　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

h　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

i　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十五条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

j　項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第五号第十面の項番６「合計」の項ヘ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第五号第十一面の項番５「ＣＶＡリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第五号第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の三（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番９「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o　「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。